

事業取組団体に係る 認定基準等の見直しについて

平成30年度における生産性向上支援訓練については、より多くの事業主団体に、会員企業に対する生産性向上支援訓練の実施に取り組んでいただくため、事業取組団体の認定基準等の見直しを行いました。見直しのポイントは以下のとおりとなります。

認定基準の見直し

(先行改正・平成29年11月以降訓練開始分から)

申請可能な事業主団体を拡大

● これまでは雇用保険適用事業所でない事業主団体は申請を行うことができませんでしたが、会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいる団体であれば、申請を行うことが可能になります。

受講対象者の範囲を拡大

● これまでは受講対象者を会員企業の従業員に限定していましたが、受講者のうち一定数以上が会員企業の従業員であれば、会員企業以外の企業の従業員も受講できるようになります。

受講者数の要件を緩和

● これまでは受講者を「20人以上」確保して訓練を実施する必要がありましたが、この要件を「15人以上」に緩和します。

他の事業主団体と合同で実施可能に

● 複数の事業主団体が合同で訓練を実施する取扱いを新たに設定し、比較的小規模な事業主団体も訓練に取り組めるようになります。

訓練時間数及び委託費の見直し

(平成30年4月以降訓練開始分から)

訓練時間数を6時間から設定可能に

● これまでは訓練時間数を「12時間以上、30時間以下」の範囲で設定することとしていましたが、これを「6時間以上、30時間以下」に改めます。

委託費の支払基準の改定

● 認定基準の見直しのうち、受講者数の要件を緩和したことに合わせて、受講者数を15人以上確保した場合の委託費を見直します。